

仕 様 書

委 託 業 務 名 広域ごみ処理施設試運転に伴う飛灰処理物運搬業務

委託業務の箇所 東総地区広域ごみ処理施設、銚子市最終処分場及び旭市グリーン
パーク

1 業務の目的

東総地区広域ごみ処理施設（以下「施設」という。）の試運転に伴い発生する飛灰処理物の運搬業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月10日まで

3 使用自動車

普通ダンプトラック型（最大積載量 4 t） 1台

「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」に定められている、粒子状物質の排出基準を満たす車両を使用すること。

4 予定運搬数量

210 t （数量は見込みであり、確約するものではない。）

5 一般的事項

- (1) 受託者は、委託者が定める運搬計画に従い、施設において発生する飛灰処理物の運搬業務を行うものとする。
- (2) 業務上の事故については、すべて受託者の責任において解決すること。

6 作業実施基準

- (1) 施設において発生する飛灰処理物を委託者が指定する場所（銚子市及び旭市の一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。））に運搬すること。
- (2) 作業は、原則として、使用自動車1台につき運転手1名により行うこと。
- (3) 運搬業務にあたっては、他の車両等の通行の妨げにならないよう注意すること。
- (4) 作業上の必要に応じ、増車（業務内容の変更としない。）をすることができる。
- (5) 運搬中における飛灰処理物の飛散及び流出を防止すること。

7 作業日及び作業時間

- (1) 作業日は、委託者が定める運搬計画に基づくものとする。なお、作業日数は、履行期間のうち約27日を見込んでいる。
- (2) 作業時間は、午前8時00分から午後4時00分までとする。
なお、施設内に一時保管している飛灰処理物の量が増加し、他の作業に支障を来たす場合には、作業時間を超過しても飛灰処理物の運搬を行うものとする。
- (3) 土曜日及び祝日は、最終処分場の職員が不在のため、委託者は、事前に受託者に最終処分場入口の鍵と警備設定用のカードを貸与し、受託者は、最終処分場入口の錠前の開閉及び警備の解除、設定を行い、飛灰処理物の搬入を行うものとする。

(4) 施設の運転計画に伴い、作業日を変更する必要がある場合は、協議のうえ作業日を定めるものとする。

8 経費の負担

本業務の実施に必要な車両、機材等は、すべて受託者の負担とする。

9 提出書類

- (1) 使用自動車の検査証の写しを提出すること。
- (2) 業務実施結果を業務報告書に記入し、提出すること。

10 委託に当たっての基準

受託者が次の(1)から(3)に適合しなくなったときは、委託者は本契約を解除することができる。

- (1) 受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- (3) 自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の6に定める基準に基づき他人に委託して受託業務を実施する者であること。

11 その他

業務内容の細部については、協議のうえ定めるものとする。